

高齢者虐待防止のための指針

制定：2023年12月1日

社会福祉法人転生会

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

社会福祉法人転生会（以下、法人という）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。委員会の運営責任者は当施設の施設長又は事業所長とします。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 施設長（責任者、委員長）
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ その他、施設長が必要に応じ委員を指名する。

③高齢者虐待防止委員会の開催

- ・ 委員会は、年2回以上開催します。
- ・ 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。
- ・ 身体拘束適正化委員会に関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業所とは、連携して虐待防止検討委員会を開催する。

④高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、施設サービス課長とします。担当者は、委員長の指示のもと委員会での運営、規程の整備、職員研修等を実施します。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。また、身体的拘束適正化委員会と同時開催とします。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村や介護保険広域連合に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ②虐待が疑われる場合、または虐待が発生した場合は、別に定める高齢者虐待防止に関する規程に従って対応することとします。
- ③緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①虐待が疑われる際、または虐待が発生した際は委員会の構成員に報告する。報告を受けた構成員は委員長へ報告します。
- ②報告を受けた委員長は、本指針4や高齢者虐待防止に関する規程に添って速やかに対応の指示を出します。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は、職員に対し早期発見に努めるよう促します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、転生園の苦情処理規程に示す苦情相談窓口にて受け付けます。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- ③苦情解決については、苦情処理規程に従って速やかに対応します。虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情解決責任者を通じて委員会に報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族、施設職員等がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

10 制定改廃

本指針の制定、改訂及び廃止は施設サービス課が起案し、危機管理委員会で検認、施設長の承認とする。

(付則)

2023年12月1日より施行します。

2024年4月1日に改訂

2026年2月1日に改訂